

令和5年度 第6回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年9月12日(火)午後2時00分から4時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (31人)

1番	勝又忠好君	2番	杉山道洋君
3番	加藤由富君	4番	立道和策君
5番	岩瀬茂君	6番	勝又政昭君
7番	長田守正君	8番	坂本登志雄君
9番	伊倉ふさ子君	10番	勝亦里沙君
11番	小宮山光文君	12番	小宮山勉君
13番	鎌野博之君	14番	山崎嘉幸君
15番	芹沢重徳君	16番	勝又高君
17番	田代速夫君	18番	内田元和君
19番	鈴木政信君	20番	土屋直人君
21番	小林武治君	22番	大庭省一君
23番	勝亦康雄君	24番	勝又保明君
25番	渡辺義文君	26番	勝又光明君
27番	杉山光利君	28番	石田澄夫君
29番	滝口恵治君	30番	杉山裕君
31番	林良三君		

欠席委員 (0人)

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第24号 転用目的・事業計画変更申請書の決定について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第26号 農用地利用集積計画の決定について
議案第27号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 (田代 欣三)

会議の概要

- 事務局 ただ今から令和5年度第6回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長 --会長挨拶--
- 事務局 ありがとうございました。
 農業委員全員出席ということで、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。
 会長よろしくお願いたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、7番 長田守正委員、8番 坂本登志雄委員よろしくお願します。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
 報第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。
 報第12号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年9月12日報告。今月の5条の届出は2件です。

 (番号1～2についての内容読み上げ)

 以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

 (質問、意見等 なし)
- 会長 報告事項でございますので、ご了承お願いたします。
- 会長 日程6 農地法に関する議案に入ります。
 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

議案第23号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年9月12日提出。今月の3条許可申請件数は1件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）田 549 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

24番委員

調査日は令和5年9月2日です。調査場所は現地で行いました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

農地取得の理由ですが、譲渡人は、高齢となり次第に耕作が困難になるの見越しまして、以前より農業規模の縮小を考え、自宅から遠方の農地を処分したいと検討していたところ、当該地の隣地に居住する譲受人が、耕作農地拡大を希望していたため、双方の思惑が合致して今般の申請となったものであります。

農地の効率的な利用についてですが、取得する農地は自宅の隣地にあり、利便性に優れております。農作業従事者としましては、本人と長男の2名で、本人は30年程の経験があります。農機具につきましては、芝刈機、草刈機、軽トラ等を所有し新たに取得するものではありません。

耕作管理計画ですが、取得する農地は、現在芝畑でありまして、半分はそのまま芝畑とし、残りの半分を家庭菜園として利用したいということでありまして。

取得する農地の転貸しはありません。

地域との調和ですが、当該農地利用については、地元の取り決めに遵守し農作業を行うとのことでありまして。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に、議案第24号 転用目的・事業計画変更申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局 議案の説明の前に議案修正がありますので、訂正をお願いいたします。

3ページの整理番号1になりますが、転用内容の変更後の建築面積が107.23㎡となっておりますが正しくは、110.03㎡となります。調査員が13番委員となっておりますが、正しくは12番委員となります。

続いて4ページの整理番号1ですが、転用内容の建築面積が107.23㎡となっておりますが正しくは110.03㎡となります。同じく調査員が13番委員となっておりますが、正しくは12番委員となります。さらに整理番号3ですが、調査員が14番委員となっておりますが、正しくは13番委員となります。

議案書3ページをお願いします。

議案第24号 次のとおり、事業計画変更申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年9月12日提出。事業計画変更申請につきましては、農地転用の許可を得た転用事業者が計画後に事業が出来ず、当初の申請時の計画を変更する場合に必要な手続きとなります。今回の申請ですが、譲受人が変更となる事業承継にあたるものであり、次の議案第25号 第5条の許可申請案件としても扱われます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 296㎡

計画変更を必要とする理由は、転用事業者は専用住宅建築を計画していたが、計画を中止したため申請地の転用行為を事業承継者に承継するものです。転用内容につきましては、次の議案で説明させていただきます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

12番委員 調査日は令和5年9月4日です。転用事業者、事業承継者に電話で調査しました。

本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用事業者は、自身の事業を自宅で行うため土地を購入しましたが、事業を行うには土地の形状が悪いという理由で、転居を断念したということでした。

事業承継者は、住居を建てようと宅地を探していたところ、転用事業者の土地を見つけたため、申請に及んだということです。以上です。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第25号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年9月12日提出。今月の5条許可申請は7件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 296 m²

転用内容は、売買による専用住宅1棟となります。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 263 m²

転用内容は、使用貸借による専用住宅1棟となります。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 m²

転用内容は、使用貸借による専用住宅1棟となります。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 m²

転用内容は、使用貸借による専用住宅1棟となります。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 田 2,776 m²

転用内容は、賃貸借による太陽光発電設備となります。

農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号6 (議案書の内容読み上げ) 田 69.16 m²

転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電設備の設置の更新となります。今回2回目の更新であり、前回の更新は令和2年10月12日から令和5年10月11日までの

許可のため、今回の許可申請の期間は令和5年10月12日から令和8年10月11日までの一時転用です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

番号7（議案書の内容読み上げ）田 104.74㎡

転用内容は、賃貸借による営農型太陽光発電設備の設置の更新となります。許可申請の期間は令和5年10月12日から令和8年10月11日までの一時転用です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

12番委員

調査日は令和5年9月4日です。譲渡人、譲受人ともに電話で調査しました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いはないということです。

転用理由は、議案第24号で説明したとおりであり妥当と考えます。なお本申請地は令和4年4月に一度転用許可が下りており、四方が住宅地になっています。

資金にあっては、確保されているということです。

他の権利者の同意については、他の権利者の設定はないということです。

転用時期は、転用が許可されたら10月頃着工したいということです。

他の法令に関しては、都市計画法の手続きを同時に進めているということです。

転用面積は、適正と思われます。

周辺への影響にあっては、支障をきたすおそれはないと思われませんが、発生した場合は、責任を持って善処するとのことでした。

以上です。よろしく申し上げます。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

4番委員

調査日は令和5年9月2日です。譲渡人、譲受人と現地にて調査を実施いたしました。譲受人は譲渡人の孫にあたるということです。

申請については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用の理由でございますが、現在アパートに住んでおりまして、将来のことを考えますと、今のアパートでは手狭となり、不便となると思い周辺環境等が良い土地に住みたいとのことで、転用理由は、必要性があり妥当と思われまます。譲渡人も快く了解しています。

資金につきましては、自己資金と借入資金で対応するとのことでした。

他の権利設定はありません。

転用時期でございますが、許可後及び権利設定後、着工したいとのことでございます。

他の法令については、申請済で許可見込みであるということです。

面積的には、専用住宅地から考えて適正であると思われまます。

周辺への影響でございますが、特にありませんが、転用後、転用したことにより明らかに周囲に影響を及ぼしていることを認めた場合は、対応するとのことでございます。

特段問題はございません。

以上、調査報告でございます。よろしくお願いいたします。

会長

整理番号3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

13番委員

調査日は令和5年9月3日です。譲渡人、譲受人と現地で調査をいたしました。譲受人の奥さんと譲渡人は親子関係になります。

申請行為ですが、本人が申請したものであり、間違いはないということでした。

転用理由ですが、譲受人は現在アパートに住んでおり、子供が生まれたので御殿場に定住を考え、家を建築したく親に相談をしたところ、申請地を提供してくれることとなりました。この様な理由のため、必要性がありやむを得ないと判断いたします。

資金については、金融機関から借り入れることで対応するとのことでした。

他の権利関係でございますが、他の権利設定はありません。

転用時期ですが、許可後すぐに着工したいとのことでした。

他の法令関係でございますが、都市計画法許可関係は事前に相談済みです。

転用面積は、299㎡で事業目的から考えて適正であると考えております。

周辺への影響でございますが、被害防除整備は設置しないが、万一発生した場合は、責任を持って対応するとのことでした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長

整理番号4番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

14番委員

調査日は令和5年9月1日です。自宅にて行いました。

譲受人と譲渡人は実の親子であり、申請人双方とも申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲受人は現在、妻と子供2人の4人で共同住宅に住んでいますが、子供の成長とともに住まいも手狭となりました。また上の子が来年小学校に入学することから、これを機に住宅を建築しようと両親に相談したところ、申請地を提供してくれることとなりました。このような理由のため必要性がありやむを得ないと判断いたします。

資金については、土地整地費、建物建築費、合計3,100万円で、自己資金及び金融機関からの借り入れで対応するとのことでした。

他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいということでした。

他法令については、都市計画法については、事前協議が済み済みで、許可見込との回答を得ていますので今月中には正式に申請するとのことでした。道路占用については、申請中であります。

転用面積については、299㎡で事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響ですが、薬剤等を使用したり排水したりする設備ではないため周辺農地住宅地への影響はないと考えますが、万が一被害が発生した場合は責任を持って対処するとのことでした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長

整理番号5番から7番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

整理番号5番につきまして、調査日は令和5年9月3日です。現地で対応しております。

申請行為についてですが、本人が申請したもので、内容に間違いはないということです。

転用理由のようですが、譲渡人は高齢または後継者がなく、農地としての利用ができていない状況であり、一部水田がありますが、今後できないという状況のなかで、転用はやむを得ないと考えます。

資金的なものです。が、工事費及び20年後の撤去費については確保されているということでございます。

他の権利者の同意については、土地改良区との協議は済んでいるということでございます。

転用時期ですが、許可後早期に着工したいということです。

他法令の関係については、特にないということです。

転用面積の関係ですが、事業の目的から考えて適正かどうかということですが、やむを得ないものであり、問題はないと考えます。

周辺への影響ですが、無いと思われませんが、万が一影響が出た場合には責任を持って解決するとのことでございます。

続きまして6番と7番になります。

6番と7番は地主さんが違いますが譲受人は一社で内容的には同じになりますので、一つの内容として報告いたします。

調査日は令和5年9月3日です。譲受人とは電話で対応しております。譲渡人のどちらも代表者と立会いをしております。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由が、すでに稼働中の営農型太陽光発電設備の一時転用の更新ということであり、必要性は妥当であります。

資金的には、確保されているということです。

他の権利者の同意についても、稼働中ということで問題はございません。

転用時期については、このまま継続していきたいということです。

他法令の関係も、特にないということです。

転用面積についても、更新という形ですので問題ないと思います。

周辺への影響ですが、ここは営農型太陽光発電設備で、高さがあつて下部でサカキの栽培をしております。サカキの栽培も何年も経っている状況で、順調に生育しており、既に9万9千本出荷しているということで、管理状況も大変よく問題ないと思われました。

7番についても同じ内容になりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長 事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 日程 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。
議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の 6 ページをお願いします。
議案第 26 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和 5 年 9 月 12 日提出。
議案書 7 ページの議案第 26 号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。
本議案は、公告予定日が 9 月 13 日の利用集積計画となります。
本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が 8 件で、合計面積は 29,988 m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号 1～2 (議案書の内容読み上げ)	6 筆	15,358 m ²
番号 3 (議案書の内容読み上げ)	1 筆	991 m ²
番号 4 (議案書の内容読み上げ)	1 筆	5,082 m ²
番号 5～8 (議案書の内容読み上げ)	19 筆	8,557 m ²

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

4 番委員 聞き間違いかもしれませんが、4 番の栽培作目が野菜となっており、先ほどの説明では水稲と言われましたが、どちらが正しいですか。

事務局 野菜となります。議案書どおりとなります。

4 番委員 わかりました。

19 番委員 借賃の関係ですが、今回、あるほ場では 5,000 円、ほかの所ですと 10,000 円とか 7,000 円で違いますが、どういう形で決められているのでしょうか。

事務局 借賃に関しては、当事者間での合意となり、今回は2件ほど端数が出た数字があったかと思いますが、農地全体で10,000円になるよう双方で調整した結果、10アールあたりに換算するとこのような数字となります。

4番委員 全体面積に対し、いくらですという契約でしょうか。

事務局 おっしゃるとおりです。

4番委員 それで割っているということですね。

事務局 はい。

19番委員 5,000円と10,000円で違いがあるのは、ほ場整備をしたところは5,000円で、それが相場なのか、どう決めているのですか。双方の話し合いですか。

事務局 基本的には双方の間で合意した金額となります。

19番委員 地区によっても賃料にばらつきがあり、良いのかなと思いましたが、双方が合意すればそれで良いですね。わかりました。

会長 ちなみにあるほ場整備区域は、以前円滑化事業で契約していた頃は、10,000円でした。その後円滑化事業が終了し中間管理事業に切り換える際に、7,000円にするか5,000円にするかという話がありました。双方の協議の結果、最終的に区域内の基準として7,000円に落ち着いたという経緯があります。

また一部においては、ただで管理してもらって十分だという話も聞きます。このような形で個々に決めて、両者の合意の上で決定していただいております。ほ場ごとにそれぞれ条件・状況も違ってきますので、賃料にもばらつきが出るかと思えます。

会長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第27号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について 事務局か

ら説明を求めます。

事務局

議案書の10ページをお願いします。

議案第27号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部を改正するにあたり、委員会の意見を求める。令和5年9月12日提出。

議案第27号別紙資料をご用意ください。

(資料説明)

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

会長

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

これもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局長

ありがとうございました。

議案第27号の補足となりますが、法改正で様々な農業施策を地域計画に則って進める必要が出てきたため、基本構想についても今回改正するものです。今回盛り込んだことを全て実現するのは難しい部分もありますが、御殿場市の農業について、地域計画の協議を開催しながら、何が御殿場でできるかということ、まずは話し合う必要があると思います。関係団体との連携が上手くいかないこともあるものですから、色々な関係者に出ていただいて、ぜひ問題点を出して話し合うことが大事だと思いますので、そのような趣旨で、取り組むべきことを追加していったのが今回の改正案となります。よろしく願いいたします。

事務局

(連絡事項)

1. 地域計画のアンケートと通知等のスケジュールについて
協議の場の開催について
地域計画策定におけるアンケート調査のお願いについて
地域計画協議の場日程等一覧について
地域計画について、質問等はございませんか。

4番委員 アンケート未回収の回収を農業委員がやるとのことですが、アンケートをどなたに配ったのかわからないのですが、どう回収するのですか。

事務局 アンケートの未回収者のリストを今後こちらで作成しまして、地区ごとにおいて各委員さんに今後お配りする予定です。

4番委員 それに基づいて、我々が未回収者を回収する。

事務局 はい。

4番委員 財産区議員さんの改選がありますが、協議の場に参加依頼をするのは今の議員さんですか。新しい議員さんですか。

事務局 改選後の議員さんに依頼をします。

20番委員 アンケートは返信用封筒で提出するのですか。

事務局 返信用封筒をつけて、市役所に返送していただくという形になります。

20番委員 返事の無い人を回収するということですね。

事務局 回収でも良いですし、返信用封筒で市役所に送ってくださいとお伝えしてもかまいません。

20番委員 実際に全部自分で回収するとなると、厳しいと思います。

事務局 ご近所、お知り合いの方を中心に、可能な範囲でのご協力をお願いします。

事務局長 お願いばかりで申し訳ありませんが、アンケートの件は可能な限りということで、リストを提供させていただきまして、ご近所の方、お知り合いの方がいましたらお声掛けをしていただければ助かるという趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

4番委員 出来る範囲でやりましょう。

事務局 ありがとうございます。

2番委員 座談会では、どうして集まったか、何を説明して今日はこういう事をしたいという明確な説明があると良いのではないのでしょうか。

事務局長 話合いの内容については説明させていただきます。どこまで決めるかという部分ですが、話合いで出てきた意見を上手くまとめながら、地域計画でその地域が目指す農業の

形というものを決めていければよいなと思います。

よろしくをお願いします。

会長

第二回はありますか。

事務局長

各地区二回ずつ行います。第一回では地域の方針について話し合っていたいただき、第二回ではその方針を実現するにはどうした良いかということ話し合っていたいただき予定です。

会長

目標地図に色を塗る作業を最終的に行うかと思いますが、いつ行いますか。

事務局長

今回の話合いで担い手の方にも入っていただきまして、その辺の話も考えます。出席者が何人集まるかにもよって、全体のスケジュールが変わってくる部分があるかと思えます。

地図の方は、事務局の方でアンケートの結果と現状の担い手耕作地を落とす予定であり、ある程度色分けはできると思いますが、担い手が不在であること等を現況地図で共有する必要があるかと思えます。それによって、この地区は集約しようといった話が出て来るとよいですが、そこまでいかなかった場合は粗々の素案までという地区もあるかと思えます。県も目標地図については令和6年度までに完全なものを作成することは求めておらず、徐々に完成度を高めることとしています。

地域で話合いをなささいという方針もございまして、農業の課題等を話し合っ計画にまとめる必要があるため、今回テーマを設定して話し合っいただきたいと考えております。

4番委員

我々も雲をつかむような話なので、参加される方に、市で何のための会なのか説明をしてください。話合いに来られた方が納得されるような形をとっていただきたい。

事務局長

わかりました。説明する内容、各地区の課題等は、アンケートがまとまった段階で報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

事務局

続きます

2. 令和5年度御殿場市農業委員会総会等日程表について
3. 令和5年度農地利用最適化推進研修会について
4. 先進地活動事例（長崎県大村市農業委員会の担い手への農地集積の取組み）
の紹介
5. 農業会議情報のご案内
6. 次回総会 10月12日（木）午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

以上です。

事務局長

長時間にわたりありがとうございました。
それでは令和5年度第6回総会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 7番 _____

議事録署名人 8番 _____
